

林産物振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林産物振興対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の特産品である椎茸の生産、出荷、販売を促進することにより、その生産及び消費の拡大並びに生産者の意欲向上を図り、もって椎茸の総合的な振興に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費ごとに同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第5号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
(鳥取市佐治町椎茸部活動事業費補助金交付要綱等の廃止)
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 鳥取市佐治町椎茸部活動事業費補助金交付要綱 (平成17年2月22日制定)
 - (2) 鳥取市青谷町林産物振興対策事業費補助金交付要綱 (平成17年3月28日制定)

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月12日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 備考
1 椎茸生産振興対策事業	しいたけ生産者、鳥取いなば農業協同組合又は営農集団	椎茸の種菌の購入を行う際の当該購入に要する経費	(1) 新規生産者が購入する場合 1/4 (2) 既存生産者が購入する場合 1/5	(1) 「営農集団」とは、農業者2戸以上を構成員とする団体であって、代表者の定めがあり、組織、運営について規約の定めがあるものとする。 (2) 「新規生産者」とは、平成21年度以降に鳥取県が行う原木しいたけ新規生産講座を修了し、その修了した日から2年を経過していない者(以下同じ。)とする。 (3) 「既存生産者」とは、原木しいたけを生産している者で「新規生産者」以外の者とする。
2 椎茸販売促進対策事業	鳥取いなば農業協同組合又は一般財団法人日本きのこセンター	椎茸の出荷、販売時に行うイベントやその他宣伝、広報等の販売促進に要する経費。ただし、懇親会等の飲食代、研修旅費等は除く。	1/3	
3 椎茸原木購入支援事業	新規生産者	椎茸栽培の新規生産者が業者から原木の購入を行う際の当該購入に要する経費	1/3	
4 運搬車購入支援事業		林内作業車の購入に要する経費	1/3	補助金の限度額を250千円とする。